株式会社サンプル企業

社外秘 | 2026-11-13

電子取引データの棚卸し

電子帳簿保存法 第 7 条の保存の状態（2026 年 10 月を実測）

この書類の結論

消えるものを先に止める（メールの添付・EDI）。保存は共有フォルダ 1 か所、ファイル名は「日付_取引先_金額」、改ざん防止は国税庁の事務処理規程。費用はかからず、手間は月 1 時間 56 分ほど。

作成	AI 活用担当
日付	2026-11-13
版	1.0
機密区分	社外秘

目次

1. この文書について 3
1.1 目的 3
1.2 読み手 3
1.3 範囲 3
1.4 範囲に含まないもの 4
1.5 前提と制約 4
1.6 改訂履歴 4
1.7 用語 5
2. 測り方 5
3. 保存の決まり — 条文と国税庁の資料で確かめたこと 6
4. いま、どこに何件あるか 7
5. 放っておくと消えるもの 8
6. どこから手を付けるか 8
7. 保存のやり方（案） 9
8. 論点と未決 10
9. 次にやること 10

結論

状況　2026-10-01 ～ 2026-10-31 の 1 か月で、電子取引は **396 件**（受け取る 311・送る 85）あった。紙で届く 34 件は電子取引ではないので数えていない。

問題　**343 件（87%）が、担当者のメールボックス・相手の画面・個人のスマートフォンにしかない。**日付・金額・取引先の 3 つで探せるのは 169 件（43%）。改ざん防止の措置（規則第 4 条第 1 項）はまだ何も取っていない。

問い　何から手を付ければ、7 年の保存と検索の要件に届くか。

答え　**消えるものを先に止める**（メールの添付・EDI）。保存は共有フォルダ 1 か所、ファイル名は「日付_取引先_金額」、改ざん防止は国税庁の事務処理規程。費用はかからず、手間は月 1 時間 56 分ほど。

	結果	詳しくは
電子取引（月）	396 件	4 章
会社の手の届かない場所にしかないもの	343 件	5 章
日付・金額・取引先の 3 つで探せるもの	169 件	4 章
保存のときにファイル名を付ける手間（月）	1 時間 56 分	7 章

資料: 本書の各章の図表（出どころは各図表の下に記載）

1.　この文書について

1.1　目的

電子取引データがどこに何件あり、どれが探せず、どれが消えるかを数え、手を付ける順番を決める。保存の決まりを満たす方法を、手間と費用の小さいものから選ぶ。

1.2　読み手

- 代表（費用と手間の判断）
- 経理・営業事務・総務（毎月の保存をする人）
- 顧問の税理士の先生（保存の方法を確かめる）

1.3　範囲

- 法人税の保存義務がある電子取引（電子帳簿保存法 第 7 条）
- 受け取るものと送るものの両方。立替の電子領収書とカードの web 明細を含む

1.4　範囲に含まないもの

> **ここを書かないと、読み手は「書いていないこと＝やること」と読みます。**

- 帳簿の電子保存・紙のスキャナ保存（法 第 4 条）— 別の書類で扱う
- 消費税の仕入税額控除の要件（インボイスの記載事項）の確認
- 税務の判断と税務調査の対応 — 顧問の税理士の先生の業務（税理士法 第 2 条）

1.5　前提と制約

> **前提が崩れたら、この文書の結論も崩れます。**崩れたら作り直します。

#	前提	崩れたらどうなるか
1	10 月の件数がふだんの月と同じ（21 営業日）	決算月・繁忙期は件数が増える。3 月にもう一度数える
2	基準期間（第 31 期）の売上高は 698,400,000 円	5,000 万円以下なら検索の要件は要らなくなる（当社は当たらない）
3	自社で開発したシステムで保存しない（共有フォルダと市販のソフトだけ）	自社開発なら、システムの概要を書いた書類が要る（規則 第 2 条第 2 項第 1 号イ）
4	決まりは 2026-11-17 に確かめた法令と国税庁の資料による	改正があれば作り直す

1.6　改訂履歴

版	日付	作成	承認	変更の要旨
1.0	2026-11-13	AI 活用担当	経理課長	初版（2026 年 10 月の 1 か月を実測）

1.7　用語

語	この文書での意味
電子取引	取引の情報（注文書・請求書・領収書・見積書などに書く事項）を、紙でなく電子で受け渡す取引（法 第 2 条第 5 号）
電子取引データ	電子取引で受け渡した PDF・メール本文・画面のデータなど。電子のまま保存する（法 第 7 条）
改ざん防止の措置	規則 第 4 条第 1 項第 1〜4 号のどれか 1 つ（タイムスタンプ・訂正削除が残るシステム・事務処理規程）
検索の要件	日付・金額・取引先で探せる／日付と金額は範囲で探せる／2 つ以上を組み合わせて探せる（規則 第 2 条第 6 項第 5 号）
ダウンロードの求め	税務調査で、保存したデータをそのまま出すよう求められること。応じられるようにしておくと、検索の要件の一部が要らなくなる
基準期間	前々事業年度（当社は第 31 期・2025 年 3 月期）。検索の要件の売上の基準を見る年度（規則 第 4 条第 2 項）

2.　測り方

次に数える人のために、数え方を残す。**数え方が変わると、前の月と比べられない。**

図表 1　測り方

項目	内容
対象	取引の情報を電子で受け渡したもの（受け取る・送る）。紙で届くものは別に数えた
期間	2026-10-01 〜 2026-10-31（21 営業日）
誰が	経理・営業事務・総務・代表の 4 名に同席し、1 件ずつ数えた
見た所	メール（受信・送信）・EDI・チャット・ダウンロード・カードの web 明細・立替の控え
母数	10 月に 4 名と共有アドレスが受信・送信したメール 6,240 通。このうち取引の情報が入っているものを 1 件ずつ拾った
数え方	請求書 1 通を 1 件。1 通のメールに 2 通の PDF があれば 2 件。同じ取引のメールと添付は 1 件
探せるか	会社の手の届く場所で、日付・金額・取引先のそれぞれを条件に探せるか（○／×）

資料: 当社実測（2026-10-01 〜 2026-10-31）

3.　保存の決まり — 条文と国税庁の資料で確かめたこと

紙に印刷して残しても保存にならない（一問一答 問 5）。電子のまま、次の 4 つを満たす。

図表 2　電子取引データの保存の決まり

#	決まり	根拠	当社のいま
①	電子のまま 7 年保存する（欠損金が生じた年度は 10 年）	法 第 7 条、問 17	**343 件が消える恐れ**
②	改ざん防止の措置を 1 つ取る（タイムスタンプ・訂正削除が残るシステム・事務処理規程のどれか）	規則 第 4 条第 1 項第 1〜4 号	**何も取っていない**
③	画面と紙に、整然と明瞭に、速やかに出せる	規則 第 2 条第 2 項第 2 号	満たす（PC とプリンタ）
④	日付・金額・取引先で探せる／範囲で探せる／組み合わせて探せる	規則 第 2 条第 6 項第 5 号	3 つで探せるのは 169 件

資料: 電子帳簿保存法・同施行規則（e-Gov 法令 API、2026-11-17 取得）、国税庁『電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】』令和 8 年 7 月（問は同書の番号）

図表 3　④ 検索の要件が軽くなる道（規則 第 4 条第 1 項かっこ書き）

道	条件	要らなくなるもの	当社
A	ダウンロードの求めに応じる	範囲で探す・組み合わせて探す	使える（日付・金額・取引先で探せることは残る）
B	A に加え、基準期間の売上高が 5,000 万円以下	検索の要件の全部	使えない（第 31 期の売上高 698,400,000 円）
C	A に加え、印刷した紙を日付・取引先ごとに整理して出せる（売上に関係なく使える）	検索の要件の全部	使えるが、毎月 396 件を印刷して綴じる手間が要る
D	保存の要件に従えない相当の理由があり、データと印刷した紙を出せる（猶予措置）	保存の要件のすべて（データの保存は要る）	一時しのぎ。整えられるのに整えない場合は使えない（取扱通達 7-12）

資料: 電子帳簿保存法・同施行規則（e-Gov 法令 API、2026-11-17 取得）、国税庁『電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】』令和 8 年 7 月 問 51・52・59・93、国税庁『電子帳簿保存法取扱通達』令和 7 年 6 月 27 日改正分まで 7-3・7-12

> **当社は A を使い、日付・金額・取引先はファイル名で探せるようにします**（一問一答 問 50）。C は印刷と綴じる手間が毎月かかり、D は整えるまでの一時しのぎです。

電子取引データを改ざんして隠したり装ったりした場合、重加算税が 10% 加重される（法 第 8 条第 5 項、一問一答 問 64）。改ざん防止の措置は、その疑いを持たれないためのものでもある。

4.　いま、どこに何件あるか

図表 4　電子取引の経路（月の件数の多い順）

受け渡し方	向き	相手	月件数	いまの置き場	日付	金額	取引先
メールに PDF が添付されて届く	受け取る	材料商社ほか 18 社	142	各担当者のメールボックス	○	×	○
EDI で受け取る	受け取る	大手取引先 2 社	88	相手の EDI の画面（手元に落としていない）	○	○	○
自社の請求書を PDF でメールで送る	送る	取引先 31 社	47	販売管理ソフト（控えの PDF と送信の記録）	○	○	○
見積書・注文請書を PDF でメールで送る	送る	取引先 26 社	38	各営業の送信済みメール	○	×	○
法人カードの利用明細（web 明細）	受け取る	カード会社 1 社（利用 34 件）	34	カード会社のサイト	○	○	○
立替で受け取る電子の領収書（EC サイト・タクシーアプリ・ETC）	受け取る	従業員 9 名の立替	21	各自のスマートフォン・個人のメール（精算は印刷して提出）	×	×	×
メール本文に金額が書いてある	受け取る	個人事業の外注 5 名	11	各担当者のメールボックス	○	×	○
チャットに画像で送られてくる	受け取る	近隣の協力工場 3 社	9	チャットの履歴（無料プラン）	○	×	×
相手の web サイトから自分でダウンロードする	受け取る	電力・通信・リース 4 社	6	各自のダウンロードフォルダ	○	×	×
合計		**受け取る 311・送る 85**	**396**				

資料: 当社実測（2026-10-01 〜 2026-10-31）。日付・金額・取引先は「会社の手の届く場所で探せるか」(n=396)

電子取引は**月 396 件（年 4,752 件）**。紙で届く 34 件（地場の商店ほか 12 社）は電子取引ではないので、この棚卸しの対象外。

送る側の 85 件も保存の対象。**自社の請求書 47 件は販売管理ソフトに控えが残り、3 つで探せる**ので、いまのままでよい。

5.　放っておくと消えるもの

343 件（87%）が、このままだと手元から失われる。探せないだけなら後から直せるが、消えたものは戻らない。検索の要件より先に手を打つ。

図表 5　消える恐れのあるもの

受け渡し方	月の件数	何が起きるか
メールに PDF が添付されて届く	142	担当者が辞めると、アカウントの削除でメールごと消える
EDI で受け取る	88	画面で見られるのは 13 か月まで（相手の規約）。保存は 7 年要る
見積書・注文請書を PDF でメールで送る	38	担当者が辞めると送信済みメールごと消える
法人カードの利用明細（web 明細）	34	サイトで見られるのは 15 か月まで（カード会社の規約）
立替で受け取る電子の領収書（EC サイト・タクシーアプリ・ETC）	21	本人の端末にしかない。印刷した紙は保存にならない（一問一答 問 5）
メール本文に金額が書いてある	11	担当者が辞めるとメールごと消える。本文が保存の対象だと知られていなかった（一問一答 問 4・問 6）
チャットに画像で送られてくる	9	無料プランは 90 日で履歴が見られなくなる

資料: 当社実測（2026-10-01 〜 2026-10-31）。期間は各社の規約から

6.　どこから手を付けるか

件数の多い順ではない。**月の件数 ×（消える恐れ 2 点 ＋ 探せない項目 1 つにつき 1 点）**で並べた。消える恐れを重く見るのは、消えたものは戻らないから。探せて消えないものは、件数が多くてもそのままでよい。

図表 6　危ない順

順	受け渡し方	月件数	消える	探せない	危なさ	最初の一手
1	メールに PDF が添付されて届く	142	あり	金額	426	共有フォルダへ移し、名前を付ける
2	EDI で受け取る	88	あり	—	176	過去 13 か月ぶんを CSV で落とす
3	見積書・注文請書を PDF でメールで送る	38	あり	金額	114	共有フォルダへ移し、名前を付ける
4	立替で受け取る電子の領収書（EC サイト・タクシーアプリ・ETC）	21	あり	日付・金額・取引先	105	PDF のまま経理へ送る
5	法人カードの利用明細（web 明細）	34	あり	—	68	毎月 CSV と PDF を落とす

順	受け渡し方	月件数	消える	探せない	危なさ	最初の一手
6	チャットに画像で送られてくる	9	あり	金額・取引先	36	画像を保存し、今後はメールでくる
7	メール本文に金額が書いてある	11	あり	金額	33	メールを PDF にして保存
8	相手の web サイトから自分でダウンロードする	6	—	金額・取引先	12	取引先名を付けて保存し直す

資料: 本書の計算（月の件数 ×（消える 2 ＋ 探せない項目の数））

7.　保存のやり方（案）

新しいシステムは入れない。**共有フォルダと、ファイル名の付け方と、国税庁のひな形**で足りる件数（月 396 件）である。

図表 7　決めること

何を	案	なぜ
置き場所	共有\04_経理\電子取引\<取引先>\（受け取る・送るとも）	担当者のメールボックスに置くと、辞めたときに消える
ファイル名	日付_取引先_金額（例: 20261005_材料商社A_385000.pdf）	一問一答 問 50 の形。日付・取引先・金額で探せ、日付順に並ぶ
保存の時期	毎月 5 営業日目までに、前の月のぶんを保存する	まとめて名前を付けると速い。遅れると探せなくなる
改ざん防止	国税庁の「電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程（法人の例）」を当社名で整える	規則 第 4 条第 1 項第 4 号。費用がかからない
EDI	毎月、前の月のデータを CSV で落として保存する	画面で見られるのは 13 か月まで。内容を変えずに形を変えるのはよい（一問一答 問 40）
立替	電子の領収書は PDF のまま経理の共有アドレスへ送る（印刷しない）	印刷した紙は保存にならない（一問一答 問 5）
チャット	協力工場 3 社には、請求の画像をメールで送ってもらう	無料プランは 90 日で見られなくなる

資料: 国税庁『電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】』令和 8 年 7 月 問 5・40・50、国税庁「参考資料（各種規程等のサンプル）」

手間は、ファイル名を付ける件数 349 件 × 20 秒 ＝ **月 1 時間 56 分**（販売管理に残る自社の請求書は除く。1 件 20 秒は 10 月に 30 件で測った中央値）。

8.　論点と未決

> **決まっていないことを、決まっていないと書きます。**埋めてから出すと、決めた人が誰もいないまま進みます。

#	論点	選択肢	決める人	期限
1	第 31 期（赤字の年）に欠損金が生じていれば、その年度の電子取引データは 10 年保存になる	生じていれば保存の期限を延ばす	顧問の税理士	2026-12
2	検索の要件を、ファイル名（A）で満たすか、印刷して整理（C）で外すか	本書の案は A（手間が月 2 時間ほどで済む）	経理課長	2026-11
3	電子取引の保存サービス（有料）を入れるか	月 400 件ほどなら共有フォルダで足りる見込み。1 年後に見直す	代表	2027-11

9.　次にやること

#	やること	誰が	いつまでに
1	EDI の過去 13 か月ぶんを CSV で落とし、共有フォルダに保存する	経理	2026-11-20
2	協力工場 3 社のチャットの画像を保存し、今後はメールで送ってもらうよう頼む	生産管理	2026-11-20
3	事務処理規程（国税庁の法人の例）を当社名で整え、代表の決裁を受ける	総務	2026-11-27
4	置き場所とファイル名の付け方を全員に書面で伝える（立替の領収書を含む）	経理課長	2026-12-04
5	各担当のメールボックスにある 10・11 月ぶんを、共有フォルダに移す	各担当	2026-12-07
6	保存の方法を顧問の先生に見ていただく	経理課長	2026-12-18
7	同じ方法で 1 か月ぶんを数え直し、消える件数が 0 になったかを確かめる	AI 活用担当	2027-02-26

> **当社は税務の判断をいたしません。**何がどこに何件あり、どれが探せず、どれが消えるのか——実態を揃え、保存の方法の案を出すところまでです。**最終確認者：顧問の税理士の先生。**